

ところによりますといふと、英國の例等におきましては、あらゆる公共施設に対しまして、それぞれの地方団体等におきましても、交付金の制度がとられておるといふふうに聞いております。こういう徹底的な行き方、これは、私たちも地方行政に関与いたしておりますが、願わくはこの機会におきまして、もう少し国と地方公共団体との財政上の調整について一段とお考えを願いたい、こういう考え方を持つておるのであります。こんな意味合いから、若干今回の案の一部に触れまして、私から所見を申し上げたいと存ずる次第であります。

第二条の第三項とでも申しますか、第六号で、駐留軍等の使用になつておる国有の固定資産に対しまして、これは交付金の限外にあるといふことに規定せられておるようであります。しかし、一体こういふことは私どもいかがかと実は考えておるのであります。この法案によりますといふと、まず一応、ほのかのものに使用せしめておる国有財産に對して交付金を交付するという原則を立て、これに対する除外の一つとして、ただいまの駐留軍等に關する条項が出ておるわけであります。一体そういうもののとの區別が果してつくであろうか。それぞれの理由が除外の各項目にあるようありますけれども、駐留軍の使つておるようなものは、もちろんアメリカとの例の条約に根拠をもつておることは申すまでもありませんが、しかし、その使用する状況をもた

らす原因は、条約であろうとも、ない
しは契約であろうとも、私どもは、そ
の財産そのものの使われておるという
形においては区別がないのではないか
といふに考えておるのであります。
従つてこれらの固定資産は、交付
から除外する根拠はないのだといふ
うに考えております。

ただいま申し上げました部分は、抽
象的なことでございますが、私どもま
ことに当務者といたしましては、あつ
と現実的に考へてみますと、われわれ
の旧日本軍港のごときものは、もしこ
れが除外されるということになります
たならば、この法律がせっかくねらい
をつけられました地方財政関係の救済
と申しますか、匡救と申しますか知り
ませんが、そういう大きいねらいの一
つが完全にはずれてしまうのじゃない
かと私は考えておるのであります。新
規財源の賦与といふことが全くこの除
外によって不能になる。同時にまた、
そのことがどういう結果になるかと申
しますと、結果的には、他の団体等と
のつり合いの上から、きわめて不公平
な結果に陥るといふふうに考えられる
のであります。ここで少し数字を申し
上げておきたいと思いますが、大体私
どもの旧軍港は、申しますでもなく、も
ともと海軍の施設を中心として発達し
た町でございます。従つてこういう財
産の所在は、町のまん中にあらわけで
あります。最も主要な部分を占めてお
る。町のすべての生命を制するような
地点に占拠しておるのであります。横
須賀について申しますと、市街地の総
面積は、横須賀において二千八百八十
二万坪ございます。そのうちで市街地
化しておるようなところが七百五十万

坪くらいであります。そして駐留軍が使つております面積は二百七十八万五千坪ございます。非常な膨大な面積が駐留軍によつて使われておるのであります。ついでに申しますが、防衛厅関係の、自衛隊の方で使つております面積は約三十万坪であります。そんなことから、割合をかりに計算してみますといふと、駐留軍の、また自衛隊の使つておる、つまり内外の防衛施設のために使用されております土地は、一般に市街地として利用される面積に對しまして三〇%になつております。三割に相当するものが駐留軍と自衛隊によつて使用せられておる、こういうふうな概観した形のものであるのであります。そialいたしまして、面積の割合がそんなふうになつておりますが、そういう關係からいたしまして、一体市の固定資産税と、それからそういうふうになつておるかということをここに一言申し上げますと、横須賀市におきまして市民がいわゆる固定資産税として納めております固定資産、その対象になつております固定資産の総額は百六十五億余りでございます。これに對しまして、前段申し上げました駐留軍と自衛隊の使つておられます財産を、相当根拠のある数字で拾い上げますと、三百五十億あるでございます。この三百五十億という数字は、ちょっとと証明を要するのでありまするが、ほのかの土地に、新しく駐留等をせられた土地におきましては、戦後終戦処理費等によつて相当大きい評価が出ておりますが、だいま私の申し上げました

の四軍港のことときの評価は非常に低い数字であります。その非常に低い数字で、もって、市民が納めておるのは全体の三分の一にしか達しません。つまり三分の二に相当する固定資産に対しては全然財源をなくしておる。こういうふうなのが現実の姿でございます。これをかりに今税率をはじきまして計算したものがござりますから、ちょっと申し上げますと、横須賀におきまして、ただいま申し上げました、内外の防衛施設に供与しております旧軍用財産を対象とするものをかりに固定資産税の今の率を掛けて計算してみますといふと、横須賀市においては四億八千九百万円余りであります。これだけのものが課税の外に出でておるわけであります。また、興におきましては、一億九千八百万円余りでございます。それから佐世保におきましては、二億九百万余りでございます。舞鶴におきましては、これは少しく少くなつておりますが、三千四百七十万、こんな数字になつておるのであります。この四軍港だけで、内外防衛施設のために失っている固定資産税とでも申しますか、そういうものを合算いたしますといふと、九億三千万余りということになるのであります。

ただいまあわせて申し上げますように、自衛隊の分につきまして、新しく交付金をいただけるような方法をこの法案においてお考えを願いたい。さよう御承知のように、もと海軍のありました時代には、海軍助成金というものがございまして、これが相当な数字に当時上つておるのであります。時間についての御注意もございますから、数字はたゞいま申し上げることを省略いたしておきますが、相当市民の納めております税金に對して高い割合の助成金を國の方から交付を受けておつたのであります。また、もう一つ最後に申し上げますが、これらの状況に対しまして、とかくいわゆる交付税あるいは特別交付税、そういうものの制度によつてこれを救済することができるではないかといふ議論がまま聞かれるのであります。これは、私どもは非常な間違いであると考えるのであります。これは、当然それぞの他の団体において持ち得る税金であるならば、制度として、本来の制度の形において税金を支えていただきたい。あるいはその税金を与えられました結果、赤字が直ちになくなる団体もございましょうし、またそれのみでなく、不交付団体になります。そういうことが私どもの本来の姿でなければならぬという意味から、今回のこれをどうしても制度的におきめを願いたい。さようになります。さういふことでありますから、以上のように考えておるわけであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

○委員長(松岡平市君) 次に、東京都建築局長藤本勝満露君に、同じ問題についてお聞きして御発言を願います。

○参考人(藤本勝満露君) 私は、東京都の住宅を担当しております建築局長であります。従いまして、本案に対しまして見解は、東京都という自治体の関係と、もう一つは、住宅政策から見た点につきまして意見を申し述べさせていただかたいと思うのであります。

財政的な面で、市町村財政あるいはそれに関連いたします都道府県財政の赤字等を克服し、あるいはそれに助成を与えるという考え方の線に立つての本案を見る場合においては、本案は、先ほど横須賀の市長さんがおっしゃつたように、徹底はしておらない今までも、ともかく相当の前進をしておるところ、こういう点においては賛意を表するものでございます。しかし、住宅対策の面から見ましたこの案の内容いからんということについては、これはまた、一東京都ということではなく、全国的な都道府県あるいは市町村、こういうふうな面から見た住宅対策の上から見ますと、この案の一部ではございませんが、その面については、またいまさか別の意見を持つものでございます。

案に対する結論といたしましては、本案は諸般考慮を払つておるようですが、さては、この案について、やむを得ざるものとは考えますけれども、これは、特に東京都の場合は、ちょうど市町村の性格に加えてこの住宅対策を遂行する、この二つの線を持つておりますので、具体的に実際面におきましては、東京都としては、この案について、やむを得ざる案と考えておるのですが、

これが住宅対策の面から見たときの県の考え方等においては、また違つて考えになるであります。といいますことは、この案のうちにおきまして、市町村の財政の助成の問題と、それらもう一つは、国民負担の均衡の問題がおもな改正とりますか、立案の理由になつておるよりどころでござりますが、この負担の問題につきましては、実問題があるのであります。端的に言ますと、公営住宅等におきましては、まず第一に、公営住宅相互間において、現在見て貯蓄の均衡が適正かどうかといふ問題があります。端的に言ますと、維持管理費、こうしてやうな面なり、所要のその他の経費を見た場合に、現在の都営住宅、公営住宅、いろいろものの家賃がそれにかかる設置費を基準としてずっと計算をしてきた関係上、相当不均衡になつておるであります。こういう点について、必ず基本的には是正が行われなければならぬと、かように感じておるわけであります。すなわち特に二十三年度以降の公営住宅、いわゆるインフレのはばしい時代の公営住宅と、それからその後の公営住宅とは、同じ当時かかつた建設費を基準にした家賃の負担の計算の仕方をもちますと、どうしても現では、維持管理費でも、その当時、二三十年以前に建てた維持管理費にも足りぬ、あるいは土地の借地料にも足らぬような家賃が出てくる。こういうよくな状況になつておりますので、ますます困るという問題に全国的にぶつかるわけであります。この点において建設省は、ことしの一月、これの正基準といふよしなものを各都道府県の考え方等においては、また違つて考えになるであります。といいますことは、この案のうちにおきまして、市町村の財政の助成の問題と、それらもう一つは、国民負担の均衡の問題がおもな改正とりますか、立案の理由になつておるよりどころでござりますが、この負担の問題につきましては、実問題があるのであります。端的に言ますと、公営住宅等におきましては、まず第一に、公営住宅相互間において、現在見て貯蓄の均衡が適正かどうかといふ問題があります。端的に言ますと、維持管理費、こうしてやうな面なり、所要のその他の経費を見た場合に、現在の都営住宅、公営住宅、いろいろものの家賃がそれにかかる設置費を基準としてずっと計算をしてきた関係上、相当不均衡になつておるであります。こういう点について、必ず基本的には是正が行われなければならぬと、かのように感じておるわけであります。すなわち特に二十三年度以降の公営住宅、いわゆるインフレのはばしい時代の公営住宅と、それからその後の公営住宅とは、同じ当時かかつた建設費を基準にした家賃の負担の計算の仕方をもちますと、どうしても現では、維持管理費でも、その当時、二三十年以前に建てた維持管理費にも足りぬ、あるいは土地の借地料にも足らぬような家賃が出てくる。こういうよくな状況になつておりますので、ますます困るという問題に全国的にぶつかるわけであります。この点において建設省は、ことしの一月、これの正基準といふよしなものを各都道府県

たすか問題埋果は一、建き建き場所のういな前ままであるが、この均衡の上にあります。この点におきまして、やはり同じ公平の観念につきましても調整がとられなければならぬと、かように感じておるわけでござります。

本案におきましては、第一種公営住宅については大体四割、あるいは第一種については二割というような線があるやに承わっておりますので、こういう点については、現在の段階上一応の配慮がなされているわけであります。で、やむを得ないものと存するわけであります。ただ他の府県の場合におきましては、赤字の府県が黒字の市町村にこの交付金を出すというような例もあり出で参るわけであります。そういう点につきましては、先ほど横須賀の市長さんもおっしゃつたように、こういふようなものはいわゆる家賃計算、家賃体系の中では、こういう固定資産相当額を組むということをなしに、別途にいわゆる光に考えられた使用者税といふような税制体系の面から考えることこそ本来の姿ではないかと考えておるわけでありまして、公営住宅の家賃の

考選方は、いさざか基本的には考選方
がどうかというよう考選てあります
す。また、この家賃体系の中であります
する。都道府県の、あるいは市町村
の場合においても、これは、家賃はい
わゆる使用料条例、自治法に基づく使用
料条例といふものの条例を基礎として
家賃を決定しておる地方もございます
し、あるいはまた基礎条例を作らず
に、全然賃貸借契約、民法上、私法上
の形において家賃体系をなしておる公
営住宅、こういうものもあるわけでござ
います。私法上の関係におきまして
は、各個別ごとにいわゆる承諾をとら
なければ、この問題も値上げができない
ではないかというような問題になります
ますと、個々の居住者から承諾を得る
という問題は、言うべくしてなかなか
困難な問題にならうかと思います。も
ちろん国家的、法制的な根拠をもつて
いたしますものの、実施面においては
相当の困難を伴うのであります。な
お、この関係が居住者に、いわゆる家
賃の体系でもつて負担をかける、こう
いう場合には、使用料の場合には、二年
間の場合ですが、使用料の場合におき
ましては、それからことに二年後の固定
資産の形におきまして、現在の状況
では実際台帳の計算あるいは現在の
家賃を基礎にした計算というものはな
お紛淆を来たし、なお不均衡を助成す
るような形になりますので、これが
実施に当たりましては、相当これの調
整、整備に時日を要するという実情で
ござります。公営住宅に限する限りに
おきましては、この実施について、あ
る期間この調整期間を必要とする、こ
ういうように考選るのでござります。

たとえば、土地などにつきましてみますれば、土地は借地もござりますし、あるいは極端な場合には、公園あるいは学校の焼け跡、あるいは学校の一部、そういう所にも公営住宅は一部建つております。また、同じ敷地内において、一階と二階が居住者世帯が違つておつた長屋、こういうようなものに対しますこういう税的なものをかけることにつきまして、具体的になりますれば、相当の調査なり、検討あるいは居住者との話し合い、いろいろな問題が出て参りますので、直ちにこれが公営住宅の場合に実施されるというようなことになりますと、かえつて一部混乱を生ずるようなことが起きはせぬかといふことを危惧するので、こういう点については、多少実施に当つて時日の余裕を認めていただきたい、こう希望するものであります。全体といたしましては、市町村財政、こういうものの赤字克服ということの基本の線につきまして、賛成をするものでございますが、公営住宅の面については、多少そういう点を御配慮願えれば幸いだ、かように存じております。

度上程されました國有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案といいますものは、地方税法だけのお考えが非常に強く、實際の公営住宅といふものの実情は、あまり御研究にならないで立案なさつたのではないかと思われます。そういうようなところから、一応反対と申し上げるよりほかはございません。それで、もしできまするならば、こちらの方にも建設委員といふようなものもおありかと存じますので、その方あたりともよくお話し合い下さいまして、慎重御審議あることをお願いしたいのでござります。御承知のように、公営住宅の住宅法の第一条には「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を營むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とうたわれております。今日公営住宅に入つておられます者は、大体引揚者が戦災者でして、いわゆる戦争犠牲者が大部分だと存じます。この法律にも、第二条あたりから、生活困難者の収容の用に供するものは一応免税といふようなことまでおうたいになつておほしめしがあるものでしたらば、少くとも十五坪以下ぐらいの小さな部屋に住んでいる公営住宅の借家人に固定資産税に相当するものをかけるというようなことは、御免除願いたいと思うものであります。いただきましたこの太田國務大臣の説明要旨の中にも、「固定資産税の形式をとることもいかがと思われますので、固定資産税に準じて」云々といふようなお言葉がございますが、形式上

○委員長(松岡平市君) 次に、日本国有鉄道經理局長石井昭正君。これは、御承知のように、本日は参考人を招致するということでお招きいたしましたが、以下三人の方は、これは政府の関係の代表者でございます。従つて、参考人という資格でなしに、当然本委員会には説明員の資格においておいでを願うわけですけれども、この三公社は、いずれも本法案については重大な関係を持つておりますので、説明員として参考人の方々と同時に並んで意見を聽取することにいたしたいと思います。どうぞ御丁承願います。

○説明員(石井昭正君) 今度の新しい法律案におきまして、私どもの企業で持つております固定資産に関するましで、固定資産税そのものではございませんが、固定資産を対象といたしますが、これにつきましては、一般的に、公社のいわゆる公共企業体という法律案が上程されておるのでござりますが、これにつきましては、一般に、納付金を地方財政にお出しするところの性格から見まして、固定資産

とれない固定資産のものから実際に取るというようなことは、どうも私どもとしてはふに落ちないものでござります。そういうようなところから、すつかりとしたものでとつていただけたるならば、これはまた仕方ありませんが、何だか、片一方には非常に親心があるようなやうであり、一方におきましてそうでないやうであり、どうも御得がいきかねまして、私どもとしては、衆議院から參議院へかけまして、この法案の一部修正でもできますようにといふように請願を纏めたものでございま

税的な税金というものはかけていただきたくない、という考え方でござりまするが、この問題は、他の専売並びに電電の両公社も同じような観点で御意見があるかと思います。私は、その点につきましては簡単に申し上げまして、さうに、国鉄の特殊事情からまたいろいろと御説明を申し上げて、御了承を得たいと思うのでござります。

ただいま委員長がおっしゃいましたように、私ども国会に参りますにも、政府の機関として伺つておるに、ことござります。その通り、私どものやつております仕事は、公共企業体の本質は、決して単なる私企業と同一視されるべき性質のものでない、ということを十分承知しております。私どももまた、公共の福祉に役立つことを念頭に置きました、一生懸命努力をいたしておりますわけでござります。この地方税と公社との関係につきましては、私どもの日本国有鉄道法によって、公共企業体が設立せられました当初におきましては、この地方税の関係は、国有鉄道法においてはつきり非課税といふことをうたつてあつたわけでございます。これは、結局国有鉄道といふものの公共企業体のあり方と一緒に、果して政府がこれをどう取り扱うかということを、政府がこれをどう取り扱うかということを、全体の觀点から、この税金関係につきましても、これを規定するということを、首尾一貫いたしまして、そこで初めも、首尾一貫を得るということでなければならなかったかと思うのであります。それが、数次の改正におきまして、地方税の非課税規定は地方税法に移されたわ

けでございますが、これは実質的に見
ますれば、ただ別の法律にこれを移し
たというだけのことになつておるよう
でございますが、そこで、やはり根本
的な考え方として、公共企業体という
ものの本質をどういうふうにちゃんと
なるかという観点が漸次薄れて参つた
ということは、いなめないと思うので
ございます。結局われわれは、必ずし
も地方税あるいはそういうものの御負
担をすることを一がいに反対するもの
ではございませんが、そういうお取
扱いになるならば、やはり他のいろいろ
のお取扱いの面、財政上の自主性、
その他いろいろの点につきまして、
また公共的な仕事の負担といふもの
に対する考え方等につきまして、おの
ずから税金を負担する、地方税を負
担するというのと平仄のあつた考え方
でお取扱いを願うべきではなかろうか
と思うのでござります。その点、税
金の方だけは非常に、何と申します
か、やや民営的な思想にどんどんと
進んで参りますが、他の方面はむし
ろ逆に、かえつて公共性を強く要求せ
られ、また私どもも、それを当然の
ことと思つて、その方面に努力をし
て参つておるわけでござります。この
点の首尾一貫した政府の政策といふも
のがうかがわれないということは、は
なはだ遺憾に思う次第でござります。
元来私どもの方の仕事は、もちろん全
体としてバランスはとつていくような
格好にあるべき筋合いでございまし
て、従いまして、一方においては収益
のあがる路線もあれば、一方において
は収益のあがらん路線もある。全体と
してこのバランスをとつていくといふ
建前は、これは当然でござりまするが、

分割してみます場合におきましては、非常に経営上の負担になつておるところが多いわけでござります。それがほとんど大部であります。また今回の税法の改正の御趣旨から見ましても、むしろそういうところの方が財政的の補助の必要がある、いろいろ財源をお考えになる必要があるところであります。そういうところには、私どもの方でやつております施設その他は非常な赤字でございます。そして、もうしてこれは、他にも鉄道の創業時代等にはもちろん例もあることなどでござりますが、むしろ免税どころか、当該地方から補助を受けて営業をする、あるいは建設をするといふような建設ででき上つており、またそういう事例もありますが、むしろこれが主目的でございます。もちろんそれが主目的でございますので、従つて、たとえば道路交通などは、道路といふようなものは、すべて国または地方で負担しておるのであります。鉄道を歎く場合におきましては、全部、線路からすべてこれを私どもの企業の採算でまかなわなければならぬ。これはほかの交通事業と全く違うところでございまして、船にいたしましても、港湾の設備は公共事業であります。また航空機にいたしましても、ひとしく空港その他の設備は、国の仕事あるいは地方の仕事をとしてやつておるわけござります。私どもはすべての全設備を持ております。これは、鉄道が独占的に営業しておりました際におきまし

ては、それでも間に合つたわけでござりますが、今日のよろに道路交通等、いろいろの競争關係あるいは競合關係になります場合におきましては、世界各國ともこの点におきまして、非常な矛盾を生じておる。たまたま鉄道が近代交通機関として、他の交通機関よりも半世紀または一世紀早くスタートした。それがために、その当時におきましては、独占的な企業として十分いろいろの設備もでき、またそれに見合うところの報酬を得られたのであります

が、今日では非常に事情が異なつておる。しかるにもかかわらず、現在でき上つております設備は、これは撤去す

ることも当然許されませんし、いかに採算に合わなくても、この営業を続けて、地方の利便を確保しなければならないという責任を私どもは負つておる

わけであります。なお、そういうよろ観點で、私どもいたしましては、公共的な使命をもつておりますもの

ないといふ責任を考えざるを得なくなる。

そういう税負担といふものが増していきことは、われわれが公共的な使命と責務を果していく上に、やはり企

業的にものを考えざるを得なくなる。

そういう場合におきまして、むしろ私どものもつております本来の使命逆行するような施策なり、なんなりとやらなければならぬよろな条件に追い込まれていくことになりはしないかとい

うことが、この矛盾がこういう制度に出でてござります。これは日銀調査の

資料によりますと、全産業の固定資産の回転率は二・一%でございますが、

国鉄の固定資産の回転率はわずかに〇・二五%でござります。これは、私

きましては、従つて評価額は二分の一どもの固定資産を全部現在の価額に再

評価いたしまして、そろして計算をい

おるのだという御意見もあるかと思う

のであります。しかし、私鉄は御承知のように、みずから路線を選ぶ権利を持っていますし、また、その運賃率にいたしましても、私どものように、

国会の御承認を得て、これを改正するというのではなくして、企業採算の立場から見た点でもって、運輸省

たしましても、私鉄の賃率は、国鉄の率に比べて相当高いのもございま

すし、また、非常に大都市付近のよ

うな費用の最もかかる貨物輸送もやつ

ておらない、旅客輸送のみを対象とし

ておるような、経営状態のいい私鉄などは、国鉄の運賃率よりは若干高い運

賃率をもつてやつておるようなわけ

ございまして、公共的負担がないといふことと、そういうよろな事情とを考

えますれば、私鉄と同一に論ずること

はいかがかと思うのであります。ま

た、評価額は二分の一にして公共性を

見ておるというよろな御意見もあるか

と思うのでありますが、しかしながら

これは鉄道——公営企業において

はすべてそこでございますが、特に鉄道

企業におきますところの固定資産とい

うものであります。いざれにいたしましても、し

かしそれは、政府の政策として御決定

思はんであります。その御判断が、私

どもの方としては、当然施設の改良と

財政の窮屈を救う方が先かといふ

ことと、これが、全国に施設が散在いたしておりますが、また車

両のことと、全国を共通運輸をしてお

りまするものにつきまして、個々別々の

市町村にこれを配付するといふこと

は、非常に実務的にも困難でございま

すので、できるだけ一括配付にしていただきたい。この点は、英國鐵道にお

きましても、これは、英國鐵道は日本と違つて、私鉄から國有になりました

ものでござりますから、税金關係がそのまま入つておりますが、そういう点

で非常な難儀をいたしまして、一括納付をとられたという実例に徴しても明

らかなように、個々別々にいたします

ことは、非常に事務上、また現地にお

きましていろいろなトラブルを起すと

思ふのでござります。なお、できます

ならば、私どもの方は、御承知のように、予算制度をとつておりますので、

国家の予算と同一に、一緒に提出され

ておりますので、従つて予算の範囲内でこれをお納めするということを

たしたたけでござりますが、この通り、一般全産業の平均の十分の一程度

というような低い回転率をもつておる

企業であるということを、あん頼いま

すれば、この二分の一といふことで

もつて、公共性を十分考えておるのだと

いうことにはならないのではないか

と思ひであります。従いまして、今

回の法律の規定によりまして、大体私

どもの方で負担が増加になります金額

は、平年度にいたしますと、実に運賃

収入の三%に当るわけでござります。

これは、先般衆議院の委員会におきま

して、その点を御説明申し上げまし

たが、三%も原価要素に響くといふよ

うな税法の改正といふものは、きわめ

て大きな改正ではなかろうかといふふ

うなことをおっしゃつておられたので

あります。まことにその通りではなか

らうかと思うのであります。こう

て、卒然として一種の負担を増される

いうことにつきましては、ある程度

命を果さなければならぬものに対し

あります。まことにその通りではなか

らうかと思うのであります。その御判断が、私

どもの方としては、当然施設の改良と

財政の窮屈を救う方が先かといふ

ことと、これが、全国に施設が散在いたしまして、

ただきたいということでございま

して、これは、私どもの方は、全国に施

設が散在いたしておりますが、また車

両のことと、全国を共通運輸をしてお

りますものにつきまして、個々別々の

市町村にこれを配付するといふこと

は、非常に実務的にも困難でございま

すので、できるだけ一括配付にしてお

りたい。この点は、英國鐵道にお

きましても、これは、英國鐵道は日本と違つて、私鉄から國有になりました

ものでござりますから、税金關係がそ

のまま入つておりますが、そういう点

で非常な難儀をいたしまして、一括納付をとられたという実例に徴しても明

らかなように、個々別々にいたします

ことは、非常に事務上、また現地にお

きましていろいろなトラブルを起すと

思ふのでござります。なお、できます

ならば、私どもの方は、御承知のように、

予算制度をとつておりますので、

国家の予算と同一に、一緒に提出され

ておりますので、従つて予算の範囲内でこれをお納めするといふことを

たしたたけでございます。

時間がございませんので簡単にして

おるのだといふ御意見もあるかと思う

のであります。しかし、私どもは、はなはだ殘念でござりますが、ある半分は努力をいたしました。ごく簡単に私どもの、もし入れられるならば入れていただきたいと持つておりますが、あとの半分は、手

にいたしましても、私どものように、

おるの立場から見えた点でもって、運輸省

の認可を得て、直ちに改正できるも

の立場から見えた点でもって、運輸省

はつきりさせたい。それから……」

ません。発言を停止いたします。あとで適当な時間がありましたら御説明願、ごよ。

次に、日本専売公社総務部長、小川
剛一言。

○説明員(小川潤一君) 私の方は、國

関係は、たびたび申し上げますのです
が、半ば教説範囲外で、な格子になつ

が半ば御利根の力いを負はし、か
ておりまして、御承知のように、ビ
ス一個四十円のうち、原価は約十円そ
こそこで、三十円といらものは國に納

めている。おととしあたりからは、その三十円のうちの約七円は市町村とか府県にまで納めているということで、実はもう徵税にはややなれっこになつてるので、またかといふ感じなんですが、そなかといひまして、この税金の額が毎年、ここ数年千五百億程度

度、国及び地方公共団体にお認めして
いるのですが、今度またこの法案でい
きますと、平年度約三億が追加される

わけであります。そらしますと、まだ

私の方には競金の方をとれといふ、

会並びに政府が一生懸命やつて、また

三億を無理して供出しきるといふので、

私どもの方のコードは非常に重くなり

禁物ので、でもそればかりかんべん頗

いたいと申し上げたいのですが、どう

も新聞紙止その他で隠しておられます

支那の政治と財政

もなようであれますし、またわれわれ

といたましても、ある地方に行きましたと、専売公社の工場と鉄道の工場しかない、というような所がありまして、

いという意味におきまして、反対をおきましたが、参りて参つたのであります。また、私どもの監督官庁でござります郵政当局におきましても、幹部各位が非常に努力されて下さつたのであります。政府関係機関の一員としておきましては、一応今日の段階におきましては、一応今後の段階におきましては、やはり法案を上程するということになりました。そこで、今さら反対をするということはできませんが、なぜ過去において反対しておつたかという理由を御参考に申し述べ、それから最後に、この段階において何を皆様方に一様の望みとしてお願いするかということだけを申し述べてみたいと思います。

御案内のように、この法案について私は反対してきましたのでありますけれども、私どもがなぜ反対してきましたか、その理由を一、二簡単に申し上げてみます。

第一番にこの法案に反対しました理由は、現在の私ども経営いたしておりました電電公社の事業、すなわち、わが国の電信電話事業の現状について、もう少し御理解をもつていただきたいと申します。この法案は、そういう意味におきましては、公社事業の将来につきましていささか将来暗影を投するような予測がしてならないのでござります。わが国の電話事業は、諸外国のそれに比べていまして、非常に立ちあくれておることは皆さん御案内のことと思ひますが、電話の普及率といふものを申し上げてみますと、昭和三十一年の一月現在におきまして、人口百人当たりわずかに三・四個という程度の微々たるものでございます。これは世界におきま

案内のように、もう皆さんいつも御経験済みかと思いますが、幾ら申し込んでつかないという非難をいうものは、今もって何ら解消されておりません。現在全国の電話局の窓口には、電話をつけてくれといって申し込んでるのが、実に六十万に達しておるのであります。これを年々非常なスピードで解消いたしておりましても、幾ら解消しても、あからあとから申し込みがあふえるといひので、平均しまして、二年半かかるといひます。東京都内におきましてはつからないのだ、國民各位においても、電話といふものは容易につくものではないといふらになつておる次第でございます。東京都内におきましては、あるいは大阪市内においての中心部におきましては、ややこの点は改善されておりますが、東京だけでも、周辺におきましては、まだ二年、三年たたなければつかぬといふ声はずいぶんお聞きになつておると思います。また、市外通話にいたしてみましても、東京、大阪、神戸、横浜、こうした幹線の通話につきましては、おかげをもちまして非常によくなりました。しかし、いなかの県庁所在地とか、そうした中小都市間の市外通話といふものは、御案内のように、まだ三十分、一時間、ときによつては二時間、ことに小さななかに参りますと、すぐそこを見えるような部落のところに行くにも、自転車で行つた方が早いというような現状は皆さんよくお聞きのことと思つております。こうした状況でござり

いまして、私どもは、何とかこの問題題を改善しようとしまして、昭和二十八年以来、電電公社で一応第一次五ヵ年計画というものを打ち立てまして、これを着々実行しております。ところが、この資金といふものは、ほとんど自己資金、公募債券、それにこれに加えて加入者に負担金といふものを課して、あるいはまた債券といふものをお願いいたしましてやつておるのであります。東京で申しますと、六万円の債券を買ってくれ、三万円の負担金をもつてくれ、それに装置料の五千円を負担してくれ、九万五千円ぐらいのお金がないと電話といふものはつかない、こうしたものでござりますので、決していい制度ではないでござります。何とかこういったものも改善したいと思いましてが、やむを得ず先般衆参議院とも通過いたしました電話負担金に伴う臨時措置法といふものをもう五ヵ年間延長していただきたいというような事情もあつたのであります。これらを勘案しますと、非常に申しわけないような感じがいたします。

もいただいているのであります。皆さんは市町村におきまして、市町村合併はできたけれども、部落間の電話といふものは一向整備されない。現在同じ市町村で合併された中に電話局が三つもある、あるいは四つもあるといふことは、やはりお聞きのことと思います。また、すぐ隣に見えるような所でも、それも三十分も四十分もかかる。これを何とか電気公社ができないかと、いろいろな痛烈な陳情というものは枚挙にいとまがないのでありますから、まことにやさきに、こうした法案で、私どもは懸命にこの改善に努めておりますが、一方予算にも、これに対する低利な長期の政府資金なり、あるいは政府支出といふのをお願いしておつたのであります。昭和二十八年以来、政府出資はおろか、一文の財政資金のお借りもできず、わざかに微々たる公債を増額するといふ程度で、二十九年度は五億、三十年度は十億、それに無電話部落を二億だけ予算で出すといふようなことでお茶を濁さなければならぬ。で、こうした地域におきます事業といふのは、御案内のように、全くペイ・ラインには乗りませんが、公共企業体という、ほんとうの採算を度外視した公益性にかんがみまして、あえて私どもは、こうした通信のサービスに全力を尽そうと思つておるのであります。

局を直轄しております。その他一万数百になんなんとする小さな電話事業は、これは郵政省に委託しまして、郵政省の郵便局でおやりになつております。これも、私どもの電話に関する限り財産でございますが、よく珍談がありますが、地方の村長さんあるいは市会議員とかいう方はしょつちゅう陳情に参ります。そういうときにも、電話局長や郵便局長も一緒に来るといふくらいに、非常に通信や郵便事業というものは、民衆になごやかに打ちとけておるのであります。私どもからすれば、電話局長が公社に隙情するというふうなことは困るじゃないかとよく言うのであります。そのくらいに非常になごやかに、地方におきましては、この電話事業といふものは、部落民、市町民と非常に打ちとけて密接になつております。そういうときに、今度は市町村に金を納めるのだというよらな気持は、何となしに私どもとして割り切れないといふような感じがいたすのであります。

大衆、あるいは利用者に転嫁される性質のものであります。しかしながら、これは民営事業でございませんで、国會ですべて議決されますので、一方そうちした口がふさがれおりながら、片方そうちした負担があえてくるといふようなことも、理論としても何か割り切れない感じがいたすのであります。私どもは、昨今ようやく世評を幾分取り返しているのではないかといふうねぼれを持っておりますが、まだまだ地方農村等の電話といふものにつきましては、たくさん改善の余地がございまして、昭和三十年、三十一年から、特に大都市から中都市へといふ方向に転換をして参っております。三十一年度の予算などを見ますと、非常に中都市に対する重点をかけておりますが、こういふやさきにおきましても、私どもの地方に対する納付金の制度といふものも非常に割り切れない感じがいたすのであります。

のの事務手続であります。が、事務手続は、私どもが一文一錢、民營と違います。して、ござかす意図はないのであります。ですが、こういうことで非常にトラブルが起きたり、あるいは非常に事務を作業する従業員にロードがかかったり、定員をふやしたりすることは、まことにくだらぬことだと思つております。ですから、一つ簡素に、一括して非常に簡単にお金だけは取れるといふうな方法を事務的に自治庁の方にお願いしたいのです。従いまして、自主財源として完璧な固定資産税として、とことんまで正確を期していくということは、地方自治体から見れば非常に励みにもなり、また安心もいくよな感じもいたそうと思ひますが、一面こらしたものは、国全体としてまとめて適当に御処分なさるという考え方も、私はないとは限らないと思います。そういう意味からいっても、多少の不公平はあるても、固定資産税といふものに立脚する分には間違いないのでござりますから、大よそのところは合うのではござりますから、あまりこれを突き詰めて、自主財源、自主財源で、地方の市町村長さんを激励されて参りますと、私どもの電話局長や、郵便局長といたしますと、非常に摩擦もあり、またいろいろな問題も起きまして、この点はかえつてますいのじやないか、でありますから、割り切つていただいて、簡素な、あつさりしたやり方でおとり願つていただきたいということをお最後のお願いとして申し上げる次第でござります。

○委員長(松岡平市君) 多少時間が余裕ができましたから、日本国有鉄道の石井經理局長に、結論をつけないままに御発言をおやめ願いましたから……。

なおその前に、特に私から申し上げておきますが、専売公社の小川君が最後に言わされた、専売公社では、厚生施設のものについては、市町村に合計では四千方程度の固定資産税を納めておる、こういう御発言でありました。國鐵關係ではその点がどうなつておるか、その点を明らかにしていただきたいと思います。ごく簡単にお願ひします。

○説明員(石井昭正君) 現在、私の方で事業用として課税されておりますものは、大体四億五千万円程度でござります。これを今度の法律では、別の形で依然として施行するということでございます。この点は、専売公社と同じように、今度の場合にも一緒にまとめて処理されただけは非常にけつこうだと存じております。

それから、先ほどの結論の続きを、もうあまりございません、ほかの方もおつしやいましたので、ただ一つ、たとえば、新線建設のような、新しい地方の要望で設置いたします線路につきましては、私の方で収益に非常にペイング・ベースにのらないのを、さらに利子のつく借入金をしてやつておるわけでございます。そういうようなものにつきましては、免稅というような考え方をとつていただく、いわゆる課税対象から除くという考え方をとつていただかないと、今後こういうものを地方の御要望によって企画して拡張して参るといふような場合に、大きな障害になるのではないか、地方におきま

しては、工場誘致等につきましては、いろいろ免稅その他の御措置もやつておるようあります。それ以上に理由があり、必要のあることではなかろうかと思うのであります。この点は、新線建設そのほか駅の設置、いろいろたくさんの方の御要望がございま

す。そういう点が今後、将来取り扱う上において大きな支障になることを非常に憂えるものでございますので、御参考までに申し上げます。

○委員長(松岡平市君) 大へん時間の都合上簡便にお願いしましたが、以上で、一応参考人並びに関係三公社の説明員の御意見の陳述は終りました。こ

れより参考人並びに説明員の陳述に対して、委員各位の質疑を行います。御質疑のある方は順次、これはできれば梅津君を最初にした方がいいと思いますが……。そういう必要もないかとも思いますが、適宜御質疑を願います。

○小林武治君 横須賀の海軍交付金、助成金ですか、これは何年からどのく

らい支給されておりますか。

○参考人(梅津芳三君) 当初、始まりましたのは、大正十二年でございます。当時の海軍大臣は、あとで總理になられました加藤友三郎氏が海軍大臣であつた。そのときから助成金が始まりました。十二年に話が出来まして、その後実際に実行されましたのは大正十四年からでございます。十二年から話が始まつた。そのときから助成金が始まりました。十二年に話が出来まして、その後実際に実行されましたのは大正十四年からでございます。十二年から話が始まつた。その際に、御参考までに申し上げておきますが、軍港において助成金の話の出ました非常に大きい動機、またこれを実行するに至りました大き

い動機の一つは、御承知の八幡の製鐵所でございます。八幡の製鐵所は、昭和九年まで官有でございました。その

関係から、相当それらの点と、当時の軍港の当事者が研究いたしまして、當時八幡の製鐵所に對しまして、政府から毎年五百万円ずつ下付金があった、こういふ記録になつておるようであります。

それから、ただいまのお尋ねでござりますが、古いことはよくわからぬです。そういう点が今後、将来取り扱う上において大きな支障になることを非常に憂えるものでございますので、御参考までに申し上げます。

○小林武治君 最近のです。最後は何年で幾ら……。

○参考人(梅津芳三君) 最近のところ舞鶴が戦災のために記録をなくしておるところがござります。わかります分を申し上げますと、昭和十八年におきまして、横須賀におきまして、いろいろの助成金で三百二十二万六千九百、それが、横須賀におきましては、二百六十九万何がしでございます。佐世保におきましては、二百三十八万九千何がし、二千九百何がしでございます。

○参考人(梅津芳三君) よろしくどうぞ

ざいますか。

○小林武治君 国鉄に伺いますが、専売公社も同様ですが、従来の厚生施設は、初年度からですが、これは本来の固定資産税として徴収することになりました。それであります。が、従つて課税価格等も今度の場合と違ひ、一括すれば、どんなふうな御希望を持っておりますか。

○小林武治君 先ほど、予算に縛られるとおりましたが、今年は予算関係はどうなつておりますか。

○参考人(梅津芳三君) さらに二分の一、三十六億支出予算には計上いたしております。それから、これを裏づけるうえであります。それから、これであります。

○参考人(梅津芳三君) さらに二分の一、三十六億支出予算には計上いたしておられます。それから、これを裏づけるうえであります。それから、これであります。

○説明員(石井昭正君) 本年は初年度でございますので、さらに二分の一、三十六億支出予算には計上いたしておられます。それから、これを裏づけるうえであります。それから、これであります。

○説明員(小川潤一君) 私らといつし

ましては、本来の固定資産税として課税しておつたものと、今度はそうでない、こういうことになつておりますが……。

○説明員(小川潤一君) 私らといつしましては、実は税率は同じなんですが、ただ厚生施設関係は二分の一にするということはされてないわけです。従つて今度課するのは比率が二分の一だといふわけですね。もし中央で一括してお払はざるといふことになれば、それも御一緒にお願いしなければならぬと思います。

○説明員(石井昭正君) いや、私どもの料金改訂をお願いしておるのは、税金の問題でお願いしておるのではない

全部、不動産の元帳なり原簿があるものですから、中央でやつていただきたい、こういう意味なんですか。

○小林武治君 鉄道の今度の負担は、相当の多額にわたります。まあ先ほどからお話をあるように、料金に転換しなければならぬ必要が生ずるといふようなことについて、どういうふうにお考えになつていますか。

○説明員(石井昭正君) この点は私ども、現在の運賃率では、どうい支払うする能力がほとんどないのじやないかと、かように考えております。

○説明員(小川潤一君) 先ほど、予算に縛られるとおりましたが、今年は予算関係はどうなつておりますか。

○説明員(石井昭正君) 本年は初年度でございますので、さらに二分の一、三十六億支出予算には計上いたしておられます。それから、これを裏づけるうえであります。それから、これであります。

○説明員(小川潤一君) さらに二分の一、三十六億支出予算には計上いたしておられます。それから、これを裏づけるうえであります。それから、これであります。

○説明員(石井昭正君) さらに二分の一、三十六億支出予算には計上いたしておられます。それから、これを裏づけるうえであります。それから、これであります。

思つておりますが、そうでないのですか。

○説明員(秋草篤二君) ござります。

現在の私どもの財産の所有は、固定資産の対象になります。通信施設の財産だけは電電公社の所有になつております。

○小林武治君 そうすると、今、特定

局の中の施設も、すべて電電公社の資産として帳簿に載つておる、こういうことです。

○説明員(秋草篤二君) さようでござ

います。

○加瀬完君 今、小林委員から御質問のあつた点ですが、国鉄、それから電

電公社の御説明によりますと、たとえば国鉄であればこの負担、支出は裏づけがなければ困る、あるいは電電公社であると、たとえば、行く行へはこ

れは、大衆に転嫁される性質のもの

だけ、こういうふうな御説明があつたわ

けでございますが、運賃値上げとか、あ

るいは料金値上げとか、こういふものが先決しなければ、今、問題になつております。納付金は納めかねる、財政的にそらいう結論しか出ないと、こうい

うことでござりますか。

○説明員(石井昭正君) 電電公社と私の方とは、経営事情が雲泥の相違でございますが、私の方といたしまして

は、ただいまお話したように、なかなか困難であろうと、いうふうに、ただいまのところでは申し上げるはかないと思ひます。

○加瀬完君 私鉄の関係も御説明の中

にあつたんですが、私鉄よりも運賃が安い。そこで、私鉄はいろいろの課税負担をしておるわけであるが、国鉄は、運賃が安いとか、その他の関係

で、課税負担に耐えられないといつこ

とでございますが、何か具体的な例を

挙げて、たとえば百キロなら百キロの乗車賃なら乗車賃というものはこれこれこうで、私鉄の平均はこれだけあります。

○説明員(秋草篤二君) さようでござ

ります。それで、私鉄の平均はこれこれこうで、私鉄の平均はこれだけあります。それに対して公課負担はこれこれ

である、国鉄はこれこれたといたよう

な具体的な何かのがござりますか。

○説明員(秋草篤二君) たまいま手元にございませんが、すぐ資料をお届けいたしたいと思います。

○加瀬完君 この三%の負担増になる

ということであつたわけですが、国鉄の三%の負担増といふものは、国鉄の

現在の経営からいって、運賃値上げをしなければ三%の負担増にはたえられ

ない、こういう理由は、もっと具体的にどんなことになりますか。

○説明員(石井昭正君) 私どもの方の

いわゆる減価償却費が、この間運輸大臣の諮詢機関である経営調査会におい

ても、四百二十億程度はなければならない

といふ判定でござります。それに

対しまして現在予算に組まれておりますのは二百七十二億程度でございま

す。従いまして経営上の純経費につい

ては赤字ではございませんから、減価

償却費がふえればまたこれの支払いが

できるわけであります。そういうこ

とをしていっては鉄道の施設が壊滅の

方向へ向らのみだということでござい

ます。

○加瀬完君 それらの具体的な資料も

あわせて後刻御提出いただきたいと思

います。それからもう一つ、電電公社にお伺

ましたが、これは電電公社の経理の總

額からいくと何がぐらいに当ります

か。

○説明員(秋草篤二君) パーセンテージにいたしますと、〇・七%くらいで一%にいきません。

○加瀬完君 国鉄の三%というのは全體が幾らで、今度交付金として賦課されるもののが幾らで、それで三%といふことになるわけでござりますか。その

基本の数字をちょっと教えていただけませんか。

○説明員(石井昭正君) 運輸収入は大約四万七千戸くらいあります。その

三多摩方面にはやはり公営住宅がある

わけです。東京都全体では公営住宅は

三多摩方面にはやはり公営住宅がある

三多摩程度は三多摩の市町村に、一

平年度でござります。初年度は三十六億。

○説明員(石井昭正君) 質問が前後いたしましたが、横須賀の市長さんからいろいろ御説明がありまして、小林委員からの御質問もあつたわけでございますが、現在交付金でございますか、交付金でござりますか、それらはかつての海軍の助成金でありますか、交付金でありますか、こういふものと見合はよくな点で何か考えられて、市の方にくるといふふうなことにはなつておりますか。

○参考人(梅津芳三君) 数字的な見合の方を考えてはおりませんが、考え方としての見合いでござります。

○小林武治君 東京都の建築局長に伺つておきますが、御承知のように東京都は固定資産税は都税になつた、

京都は固定資産税は都税になつた、

従つて他の府県におけるような市町村

に対する交付金の関係は起きない、こ

ういうふうに了解しておりますが、そ

れで差し向き法律の面におきまして

ます。決定はしておりませんがそんな

わけでござります。

○小林武治君 今、交付金に關する、

しかし全体の三割しかない、これは予

りうな、こういうふうな問題は一応出

ないと思ひますが、しかし都の方でもつ

てもし特別会計でも作ればこれに対す

きましては、現在まだ予算的に交付金を出すという措置は講じております

ん。追加予算あるいは補正予算等の際におきました、その措置をこの法律施行に伴いまして実施したい、かように考へます。

○参考人(藤本勝満露君) 東京都におきましては三多摩を持っています。

三多摩方面にはやはり公営住宅がある

部はごくわずかですが島の方にもござりますが、三多摩にございま

ます。三多摩の市町村にはやはりこの法律が施行されれば、やはり交付金を

支出したします。御質問の区部の方に

つましましては、要するに七割程度のものについては御指摘のように特別会計

につましましては、要するに七割程度のものについては御指摘のように特別会計

につましましては、たゞいま決定はいた

法律が施行されれば、やはり交付金を

支出したします。御質問の区部の方に

つましましては、要するに七割程度のものについては御指摘のように特別会計

につましましては、たゞいま決定はいた

法律が施行されれば、やはり交付金を

支出したします。御質問の区部の方に

つましましては、要するに七割程度のものについては御指摘のように特別会計

につましましては、たゞいま決定はいた

法律が施行されれば、やはり交付金を

支出したします。御質問の区部の方に

つましましては、要するに七割程度のものについては御指摘のように特別会計

につましましては、たゞいま決定はいた

法律が施行されれば、やはり交付金を

支出したします。御質問の区部の方に

算的にはどのような措置をしますか、都の財政としては。

○参考人(藤本勝満露君) 交付金につけておきますが、しかし都の方でもつ

てもし特別会計でも作ればこれに対す

きましては、現在まだ予算的に交付金を出すという措置は講じております

ん。追加予算あるいは補正予算等の際におきました、その措置をこの法律施

行に伴いまして実施したい、かように考へます。

○小林武治君 そうすると、今家賃の徵収あるいは公営住宅の維持、管理、

そういうものは特別会計を持たないであります。

○参考人(藤本勝満露君) お話を通りでござります。

○小林武治君 そうすると、それはどう

いう工合におやりになつております

か。現在の家賃あるいは管理は、一般

会計でたゞ建築局で扱つているといふ

ことですか。

○参考人(藤本勝満露君) さようでござります。

○小林武治君 そうすると、それはど

ういう工合におやりになつております

か。現在の家賃あるいは管理は、一般

会計でたゞ建築局で扱つているといふ

ことですか。

○参考人(藤本勝満露君) さようでござります。

○小林武治君 そうすると、今の特別

会計を作り、そうして多少家賃の更正

をするというようなことについては、これはもしやれば条例等も必要とする

ことですか。

ぬと思っておりますが、しかしあが
国の国情からみましてやはりぎこちな
い点があるので、手直しの必要があると
いうので手直しをいたしまして、これが
おそらく最終の手直しになるのではな
いかと存じます。これ以上の手直しを
するのには税制といふものがこれは行
政の女房役でありますから、地方行政
それ自体の再検討をしないで税制を幾
らじしくたところでこの話は進まな
いのであります。現在の地方行政のあ
り方といたしましては、そのもとにお
きましては私はこれは妥当の線であ
ると思っております。ただ地方制度調
査会におかれましても抜本的の改革
を今地方行政で考えられております。
それからまた臨時税制調査会におきま
しては、ただいま直接税部会と間接税
部会、それから地方税部会の三つに
分つてせつかく審議を進めておられる
わけであります。三十二年度におき
ましては相当立ち入った改正が行われ
ることだらうと予期いたしております
す。今度の改正はそうでありますから、シャウプ税制の毎年行なつた手直
しのうちの最終のものになりやしない
かと思つております。

今度の地方税制の改正によりまして
いろいろ特徴がありますが、特に注意
すべきは新税の問題であります。「旧税
は良税なり、新税は悪税なり」という
ふうなことわざがありますように、新
らしい税金といふものはとにかくこれ
が国民になれるまで相当摩擦を起すも
のであります。新税といたしましては
ありますせんけれども、三公社それか
れがおもなるものであります。そのは
かに従来の懸案でありまして税の形で
はありませんけれども、三公社それか

ら二協会に対しまして事実上固定資産税に属するものを課するということになつておりますて、これが今度の地方税制改正の特徴と思つておるのであります。そのうちで軽油引取税の問題であります。軽油引取税は道府県税でありまするが、軽油引取税は道府県税でありますて、都市計画税が市町村税であります。その目的的税の性質をもつております。その収入をば一定の目的に使っていくというところに特徴を有しておるわけであります。從来、揮発油税の延長であります地方道路税で地方の道路財源をまかなつておられます。その自動車が、やはりいろいろ道路をこわす、それを軽油引取税のところで負担するといふ目的税の考え方を入れたわけであります。これは軽油引取税は地方道路税と類似した性質を持っておりますので、この課税の方式、免税点、いろいろなところにつきまして相当研究を要すると思っておりますので、これはよほど技術的の問題になつておるのでございまするが、その点も十分注意いたしまして、軽油引取税それ自身につきましては、私はいろいろの方面からみまして賛成でありまするが、その内容につきましてはいろいろ研究いたしまして、欠点のないりっぱな租税ができることを望むわけであります。

るという形になつております。都市計画が、戦災の復興もあまり進まないでおるわけであります都市計画も、これによつて充実してそれで国土の復興をはかっていく。ことに都市の災害がずいぶんきついものでありますから、これを行なつていくことが必要だと私は考へております。それから三公社、二協会に固定資産税類似のものを課することはこれはシャウブ税制以来の懸案でありまして、從来行われなかつたのでありますが、今度初めて行わることになりました。これで私は市町村は相当豊富な財源を得ることができて地方行政の上におきまして余力をもつてくるというふうに考えております。

ろ問題があります。この入場譲与税の操作でこれを解決つけたわけでござります。これにつきまして不徹底だとか、まあ両方の論者から不徹底だとわれたところがありますが、国民の租税負担を均一にしようという立場から見ると不徹底といふ考え方もあり、また一方地方自治に差等をつけていくということに地方自治の特徴がある、という点からいっても不徹底であると言われておりますが、この両方の主張のまん中を行ったところであります。この問題の解決は、行政制度の改正をやらないと、ただいまの地方行政のあり方では解決つかないと、従つて入場譲与税の改正というものは不徹底でありますするが、現行制度を維持して手直しをするとすれば、この辺のことろが妥当の線ではなからうかといふうに考えております。

ただいま申しましたように、たとえば三點を上げて申し上げたのでありまするが、そのこまかい点につきましてはいろいろ問題があるだらうと思つておりますが、全体といたしましては私は妥当の線であるというふうに考えております。

○委員長(松岡平市君) それでは次に富山県知事高辻武邦君にお願いいたします。

○参考人(高辻武邦君) 今回政府から御提案になりまして、目下国会において御審議中の地方税法の一部を改正する法律案に關しまして意見を申し上げます。

今回提案せられました地方税法の一
部改正は、御承知の通り、毎年度窮迫
の一途をたどりまして、このまま放置
することが許されないまでに切迫いた
ます。

しておりますところの地方財政の現状に対しまして、これが財政再建のために他の財源措置とあわせまして、自主的に税財源の拡充をはかることを目的とせられたものでありますて、一般的に申しましてこれは異存のないところであります。現行法に比べて考えてみると、改正法案によりましては、府県分におきまして約三十七億円、市町村分におきまして約八十三億円、合計百二十億円の增收が期待せられるわけでありまして、地方財政にとりまして相当のプラスであることは疑いのないところであります。しかしながら、ひるがえつて改正税法の規定する地方税体制全体が、地方自治の安定と確保の見地から考えてみまして、果してこれをもつて十分であるか、あるいはまた少くとも十分に近いものであるかというふことを検討いたしてみますといふと、実はなおはなはだ不十分でありますて、特に府県税制は、自主力に非常に乏しいのでありますて、財政的に国庫依存の度合いが非常に強いことは御承知の通りと存じます。このことにつきましては、十分今後御考慮を願わなければならぬ点と考えております。昭和二十九年度の決算を見ますといふと、歳出の総額に対しまして、都道府県税及び譲与税を合計いたしまして、その割合は二八%に相なつております。そのうち徳島県の一・六%を最低といたしまして、わずかに二〇%に満たないような府県が実に二十六府県の多さに達しておるような実情であります。このことは言うまでもなく、府県自治の弱体化を招くのでありますて、給与費あるいは公債償還費の増加と税財源による弾力性の欠乏等によりまし

て、府県財政が今日極度に圧迫されておる事実にかんがみまして、将来は一そう府県自主的の税財源の拡充化をはからなければならぬことは明らかであると存じます。このことは内容的にいろいろ問題を含んでおるのであります。いわゆる地方交付税法の富裕団体に属する超過財源との調整問題とからんで、十分今後検討を要する事柄ではあります。が、ことに昭和三十二年度以降におきまして実施を予定されておりますところの国、地方を通ずる税制の根本的改革を樹立する際におきましては、ぜひともさらに進んでもっと広く府県の自主税源を拡充していただきたいと存じますけれども、今日ただいまの状況といたしましては、今回御提案の地方税法中改正法案は一応はこれ条件が付せられるというように承わっておりますが、そのことにつきまして二、三の点について意見を申し上げさせていただきたいと存じます。

第一は、地方鉄道事業及び軌道事業に対する事業税の課税標準を、収入金額であることを改めまして、これを所得金額にいたさんとすることについてであります。御承知の通り、事業税は、本質的には、附加価値税が今日全面的に廃止と決定されておりますけれども、しかしながら府県行政が一般的に事業

税につきましては、いわゆる庇護員貝に基いて外形標準によつて課税するところが合理的であるとする現行法は、私はあくまでこれは堅持しなければならないものと考へるのであります。従つて、今日衆議院において論議せらるるよう、地方鉄道事業または軌道事業に対する事業税の課税標準を、収入金額より所得金額に改めようとする考へ方は、私はこの場合におきまして反対の意思を表明いたすものであります。

第二は、大規模の償却資産に対する市町村の課税限度額を引き上げまして、昭和三十年度の特例をこれを平常化しようとする考へ方であります。これは申し上げるまでもなく、大規模の償却資産に対する現行制度が実施せられるに至つた理由は、極端なる税財源の偏在を是正いたしまして、府県を通じて当該地域の円滑なる発展運営に資せしめる趣旨に出でたものと考えられるのであります。しかして、昭和三十一年度の特例は、その急激なる変化を一時緩和しようとするいわゆる経過的な措置でありまして、これを限度額を引き上げることによってこの特例を今後恒久化しようすることは、この税制を創設いたしました趣旨に反するものではないかと私は考えるのであります。おもしろくからぬ事態に相なるかと存じます。のみならず、地方交付税のいわゆる交付団体と不交付団体との間ににおける税財源の調整問題が、今日すでに問題となつておるのであります。すでにそれが立法化せられておる今日、何と申しますか、これが逆コースとな

るような修正は首尾一貫しないのであります。よほどこれは慎重に御考慮を願いたいと存じます。要するに大規模償却資産に対する問題は、これは三十年度限りの特例といたしまして、三十一年度からはむしろこれはやはり府県税として徴収せしむる方が適当であろうと考えます。

次は、第三でありまするが、遊興飲食税に因する公給領収証制度廃止に関する問題であります。本制度は去る一二二国会に新たに創設せられたばかりでありまして、実施後まだ日が浅いのでありますけれども、にわかにこれが廃止論が突如として現われたことにつきましては、一般に理解しがたいものがあるのではないかと考えます。もちろんこの制度につきまして、いろいろ不利不便の点があることは承知しておりますが、今日業者側におきましても、本制度に対して相当の理解と協力を得つてある状況でありますので、少くとも三分の間は現行通り実施していただく方が適当ではないかと存じます。本来遊興飲食税は、その税金の実体を把握することがなかなか困難な税目でありますて、御承知の通り從来まで責任納付制度というものが長く行われておつたのですが、現在のやり方は純粹の意味における責任納付制度ではありませんけれども、やはり業者と徴税者側との話し合いによりまして、税の総額を決定し、そろしてそれを各業者に配分するやり方、私どもの通常用いておる言葉で申しますと、いうと、いわゆる均衡徴税ということをいたして参つておりますが、各業者間の均衡をとるということにつきまして、実は実体を把握することが極めて

困難であります。でありますから、今日問題となつておりますところの公給領取証制度は、これは五年も十年も長くこれを存続せしめることは適当でないと存じますけれども、少くとも遊興飲食税というものの実体を把握するに必要な年度間、あるいは二、三年なり、三、四年といらもの間は、これは御継続を願いまして、遊興飲食税の実体を徴税者において、これを把握するまで存続することが妥当ではないかと考えております。

なお今回の地方税法の改正法案に対しましては、このほか御意見もいろいろあるようですが、さあいりますけれども、要するに、今回政府提出の税制に関する原案が修正をせられますということになりますと、これに関連いたしまして、地方財政計画の根幹に影響をきたしますので、せっかく軌道に乗らんといたしておられますところの地方財政再建の一環をくずすことに相なるのではないかとおそれますので、この際はむしろ政府原案通り御決定相なる方が適当であろうと考えます。

なお本改正法案の成立が衆議院において相当遅れて参つておるようになじますが、これは本院におかれましても格別の御高配を下さいますと、ぜひ早急に法案が成立せられますように、格別の御高配をたまわらんことをお願いを申し上げます。

以上をもちまして私の開陳を終ります。

○委員長(松岡平市君) それでは芦屋市長、内海清君に御意見の御開陳をお願い申し上げます。

○参考人(内海清君) 市町村の現在財政が非常に逼迫をいたしておりますこ

とに皆さんを徹底的であることをやるのではありませんが、これは私は終戦後、占領行政の行き過ぎというようなことが言われておるのであります。従いまして今日は地方制度、または国の制度全般につきまして再編成の時代である、再編成しなければならんということの言われておりますことも、まことに妥当ではないかと考えるのであります。要するに市町村が現在赤字で、ほとんど大部分の市町村が現在赤字で悩んでいるということは、すなわち一口で申し上げるならば、自主財源がない、非常に少い、ということに、私は尽きるではないかと考えるのであります。二十五年にシヤウプさんによりまして、なるほど地方制度に対するところの自治権の拡充と申しましてようやく、自主行政、財政権のことが確立されたのでありますが、悲しいかな、シヤウプさんは日本の実情を存じないために、その行政に対するところの財政的裏づけがなかったというところが、今日の市町村の財政といふものが非常に窮屈しておるゆえんではないかと私は考えておるのでござります。この問題をめぐりまして、政府の方では、あるいは市町村といふものは人気を取り政策をやつておる、そして仕事を持ち過ぎておるということで市町村を責めておるのであります。ところがまた市町村の方では、国の方が市町村の財政、財源を考えないとどうよくなことを言つて、うんと財政の引き締めをやつておるといふようなことで、どちらも私は理由があるのでないかと考えるのでございまして、従いましてそ

字をたな上げいたしまして、この處理を受けるといふことで、皆様のお力添えによりまして再建促進法によつて一応の赤字といふものがこれによつて解消されるのでありますけれども、私はこれは臨時的のものであると考えております。二十九年度に赤字を出しておる市町村が、この再建促進法の適用を受けるということで、まことにその字の通り臨時的のものであると考えております。二十九年度に赤字を出しても運営をするためには、どうしても自主財源の確立といふことが今日大切ではないかと考へるのでござります。私の市を例にとってまことに申しわけないのでございますが、私どもの市は現在五万余りの都市でありますから、國、県税の直接税、間接税は四十億ほど納めておる。ところが市町村の財源といいたしましては、三億近くしかないというふうに、いかに自主財源といふものが、國の財源に比較いたしまして少いかといつて証左になるのでござります。比較的非常に富裕な階級が住んでおるのでありますから、昔は金が余って困って、毎年々々その税金全部を翌年度に繰り越したというような実情を考えましても、いかに自主財源といふものが今日貧弱であるかといふ一つの例で、御参考までにお含み願いたいのであります。

そういう観点からいたしまして、特に市町村の自主財源といふものを唱えておるのでございまして、現在も強く要望いたしておるのでございますが、たゞこの消費税の引き上げ等をしていただく、こういうことが非常にこの自主財源の確立のために効果があるので

ではないかと考えております。この点につきましては地方制度調査会なり、あるいは税制調査会の方でもこの結論を出していただいているのでございまして、地方制度調査会におきましては百分の三十、すなわち市町村の方は、百分の二十以上を市町村に与えなければならん、県の方には百分の十といふことをます。少くともたばこの消費税につきましては、現在市町村というものは百分の九でありまするが、少くとも地方制度調査会の答申通り、これは引き上げていただくということが最も大事ではないかと考へるのでござります。これはのちほど申し上げまするが、そういうふうなことで、自主財源といふものが非常に少い。この点は地方制度調査会なり税制調査会が以上の点を指摘されまして、そうして昭和三十二年度においては根本的に国、地方に通ずるところの根本的な税制改革を行なへべきであるということが言はれておるのでございまして、本改正案の立案に当たりましては、この前提に立つて昭和三十一年度において実施すべき部分的、かつ技術的改正程度にとどまつていいものと考へられるのでありまするが、特に三公社の課税及び都市計画税などの創設をみますことは、これは適宜な措置と考えるのでありますて、市町村会といったしましてもとりあえず本改正案のすみやかに成立することを強く期待をいたるものであります。

す。本改正案によりますると、二公社の固定資産に対しまして実質的には課税し得ることになつたのであります。が、元來本税は応益の原則に基きまして、所在市町村に賦与せらるべきものでありますから、納付金制度によることは應急の措置としてやむを得ないものと認めますけれども、本質的には地方税体系を乱すものでありますので、自治の本旨からいたしまして、当該固定資産につきましては市町村において自主的に賦課し得るようにしていただきたいということを特にお願ひをします。次第でござります。

それから大規模償却資産に係る固定資産税に対する課税権の制限を緩和していただきたい。昭和三十年度より大規模償却資産に対する固定資産税の一部が道府県に委譲されたのであります。が、その実情をみますに、所在市町村における社会労働経費及び土木関係費等の財政需要の増加も的確に把握することができますけれども、この結果一例を申し上げるならば、新居浜市におきましては一一〇%以下に下つておる、特に町村におきましては不交付団体が交付団体に転落しておるというような事情がありますので、いたずらに当該市町村の行政を萎縮せしめる結果となつておるのでござります。このよろんな観点からいたしまして、この不合理を是正するために、市町村の財政需要を十分に補償し得るように課税権の制限を緩和していただくことをお願いをしたのでございまして、少くとも百分の

百五十以上としていただきたいのです。
その次は非課税の規定の整理を徹底していただきながらなければならぬと考えるのでありますするが、これはすなわち租税負担の均衡をはかりまして地方財源を確保するために、少くとも減免規定は極力整理をして、ただかなければならぬと考えております。従いまして信用保証協会であるとか、信用金庫、各種協同組合の倉庫あるいは特殊の私立学校法人等にも課税できるように改正をお願いしたいのであります。それからその次は駐留軍使用的に固定資産につきまして、課税の方法を講じていただきたいということを中心し上げたいのでござります。

それから最後に、私は結論といましても、先ほども申し上げたよろに、現在の市町村といふものは税金とそれから借金政策でその財政を行なつておるというような現状でございまして、その地方税の収入中に占めるところの割合が非常に低いのでござります。そらして地方債を一般財源に充當しておる実情にかんがみまして、また間接税の比重が二一%、國の方は四三%でありますするが、市町村の方は二一%といふような現状にかんがみまして、特に私は取りやすい間接税を市町村に与えていただかなければならぬということをお願いをいたしたいのであります。その点いたしましては、先ほど申し上げたように、たゞこの消費税の増率をこの際に考えていただく、それが市町村税として酒の消費税、砂糖の消費税を創設していただくということが最も大事ではなかろうかと考えております。

それから給与所得者と農業所得者開拓団におきますところの、租税負担の不均衡を是正するための措置を講じていただきたいということをお願いするものでございまして、この点は給与所得者と農業所得者の負担割合は、市町村会が調査いたしましたところによりますと、前者が三四%を占めておるのに対しまして、後者の税負担はわずかに六%にすぎないというような実情でござりますので、これらの点につきまして十分御考慮を願いたいのとございます。

それから最後に府県民税につきましては、地方制度の根本的改革に合せまして、廃止を前提として基本的な御検討を願いたいのでございます。要するに自主財源をたくさんにしていただきたいということを特に申し上げまして、簡単でござりますが私の所見を述べた次第でござります。

○委員長(松岡平市君) 次に日本放送協会経理局長柄沢助造君に御意見の御開陳をお願いいたします。

○参考人(柄沢助造君) 当委員会にだいま御審議中の地方税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案によりますと、現在非課税事業体であります三公社並びにNHK等の業務施設全般について、固定資産税が課せられることになりますので、NHKの立場から意見を述べさせていただきたいと存じます。

御承知の通りNHKは放送法によりまして、公共の福祉のために全国あまねく受信できるように放送を行うことを目的とする公共企業体でござります。過去三十年にわたりまして全国百

十の市町村に放送局を設置いたしまして、その電波は全土をカバーして、各地域社会の文化の向上発展に寄与して参つておるのでございます。さらにテレビジョンにおきましても、一日も早く全国普及をはかる目標を立てまして、東京、大阪、名古屋のほかに、最近広島、仙台、福岡に開局いたし、それから今年度におきましては札幌、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山の地区にも開局いたしましたて、地方の皆さんのお期待と御要望に沿うように極力努力を続けておるところでございます。これらの膨大な置局を計画いたしましたのは、国会のテレビジョンの促進決議と国民大衆の要望にこたえむとするものでございまして、公共放送が国民の日常生活に密接に直結いたしまして、国民文化の発展向上に強い使命と責任をになつておるからでございます。NHKがこのような使命と責任をになつておりますので、現行法においてはNHKの本来の業務施設について固定資産税を課さない、非課税事業体として除外されておるものと考えておるのでございます。

しかるに今回の地方財政の再建と健全化のために、NHKの業務施設全般にも課税されようすることは、この使命と責任を有する公共放送の普及発達の上からみても、国民文化の向上促進という点からみましても、はなはだ遺憾に存ずるものでございます。

つきましては、今回の地方税法の改正によりますNHKの影響を申し上げますと、NHKの固定資産の所在市町村は全国の約百十カ町村でございまして、これら市町村に納付する額は初年度四分の一といいたしまして一千百万円、平年

円でございます。この納税額は見方によりましても大した額とは申せないかも知れませんが、御承知の通りN H K の運営の財源は全国総世帯千八百万世帯のうち、一千三百万世帯の受信者の皆様から支払われております。税的性格の受信料のみでございます。N H K いたしましては、全国の千三百万世帯の受信者の皆様から支払われる受信料が、たまたま放送局設置の立地条件に該当して設置された所在市町村のみに固定資産税が徴税せられる法律改正に疑問を持つものでございます。N H K いたしましては受信者の支払われる受信料の反対給付としては、全国的な位置局増力計画を進めて、よい電波でよし番組を送つて公平にお返しするという立場に立つて事業の運営に当つておるのでございます。またテレビジョンにおきましても、一日も早く地方の農山漁村のすみすみまでテレビジョンの電波が普及するよう位置局計画を進めおるのが現状でございますので、たとえわずかでありますても、N H K に対する固定資産税を免除してN H K の財政力を強化するよりお力添えいただくことは、地方文化の向上に役立ち、ひいては地方財政を健全化する近道ともなるのではないかと考えておるものでございます。従いましてN H K の公共的使命と責任から今回の税法改正の際においても、N H K を現在通り非課税事業体としていただきたいと考えるものでございます。

そのまゝ地方税法中の關係各条項において特例を設けていただきたいと存ざるものでござります。

このよきな立場から、N H K の要望いたしたいことは、第一点といたしますては、今回の地方税法の改正が、地方財政の再建のため、やむを得ない措置であると認めるにいたしましても、ある時限的なものでなければならぬいものと考えるものでござります。

第二点といたしましては、N H K の施設は、すべて電波の効率的使用的立場から、全国的な普及計画のもとに設置されており、単に放送局の設置されたその所在市町村のみを対象とするものではございませんので、納税するにしても、一括納付の方法をとらるべきであつて、その配分はわずかなものになりますが、電波の到達している全國の市町村に、その受信者の数を基準として公平に分配せられることが理論的にも正しいものと考えるものでござります。

第三点といたしましては、N H K の施設は、無線工学の進歩発達により、新陳代謝の激しい機械設備を中心とするものでございますから、常に近代化をはかる必要性がござりますので、これららの資産範囲及び評価は、毎年度決算において国会の承認をいただいております。その財産目録、貸借对照表にかかる正味資産としていただきたいと考えるものでござります。また、財産は三公社を百分の一・四となるるならば、N H K も当然百分の一・四を支るべきで、この点三公社と何ら差別される理由がないものと考えるのでござります。また、全国受信者の支払われ

市町村側の決定の仕方によりまして、單に所を占める高率を決定しておられる市町村は、特にその地方の要望に基いて置局したものでござります。しかも、百分の一・二・三と全国的に差別がつくことは納得しがたいものでございますので、これらの事情からみましても、はなはだ当を得ないものと考へるものでござります。

第四点といたしましては、NHKの技術研究所、文化研究所及び職員養成所は、広く学界、無線工業界、放送界の發展のために、その成果を公開し、または利用させる研究機関、教育機関でありますので、当然非課税物件として免稅されるべきものと考えるのでございます。

第五点といいたしましては、NHKの決算が、法律により三月三十一日と定められております關係上、賦課期日についても三公社と同じように、前年の三月三十一日現在の当該固定資産の価格を一月三十一日までに当該市町村に申告することにしていただきたいと存じます。

以上申し述べましたように、NHKといたしましては、NHKの運営のせき盡が全國の市町村に居住される全國の受信者でござりますので、地方財政の再建の必要を決して対岸の火災視るものはございませんが、今回の地方稅法の改正によりまして、わざわざ市町村が利益を得ることによつて、かえつてラジオとテレビジョン等の全国のネットワークの完成が遅れ、よつては、その他の市町村に対し悪影響を与える結果ともなりますので、何とぞ私どもの意見をお汲みとり

○委員長(松岡平市君) 次に、私鉄経営者協会専務理事足羽則之君に御意見の御開陳を願います。

○参考人(足羽則之君) 地方鉄道と軌道の事業税につきまして説明を申し上げる機会を与えられましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

この私鉄の事業税につきまして、収入金額に対する課税をやめて所得課税にしていただきたいという意見は、私鉄の業界としましては、昭和二十五年の地方税の改正以来、今日までずっと主張して来たところございますが、今回政府から提案の地方税法の改正法案におきましても、まだ実はその実現をみておりません。この私鉄の事業税の外形標準課税がわれわれは妥当でないという意見を持つておるのでございますが、それは次に申し上げるような理由によるものでございまして、ぜひ今回によるものでございまして、ぜひ今回の地方税法改正の機会に十分御審議を願いまして、われわれの長年の希望が達成されるように格段の御配慮をお願いしたい。こゝ考へておる次第でござります。

まず第一点といたしましては、私鉄に対する外形標準課税は、他の一般企業の所得課税に比べまして、税負担の観点において著しく均衡を失しておるとわれわれは考えております。その理由でございますが、この私鉄に対して外形標準課税が課せられておる一つの理由といたしましては、地方税制度は、できるだけ外形標準課税が望ましい、ことに私鉄は概して大規模な企業であつて、所在しておる地方公共団体から受ける便益も大きいから、収益の

一四

いかんにかかわらず、いわゆる応益原則によって、ある程度の負担はやむを得ないのではないか、こういふ議論をされるのでござります。ただ、われわれがこの議論を開きます場合に、大部分の業種は全部所得課税でございまして、外形標準課税といふものは、きわめて限られた業種である。非常に応益原則といふことが、こうした地方税の原則であるようなりに説明はされておりますが、実情は必ずしもそうでないのじやないか、非常に限られた業種だけに、この外形標準によつて課税されておつて、私鉄はその方に入るわけでござりますから、その点非常に不均衡ではないか、そういうふうに考へる。また、私鉄が大規模企業だといふ言い方でありますと、大部分の私鉄は必ずしも大規模な企業ではございませんし、また、その業績も良好ではない。従つて、私鉄に対する外形標準課税といふものは、所得課税の場合に比べまして負担が非常に大きく、かつ業績の悪いものほど、その負担が重うございまして、他の一般企業との間に著しく税負担の均衡を欠いておる、こういうふうにわれわれは考えておるわけでござります。従つて、そういう理由で私鉄に課せられるといふことは、どうもわれわれとしては、はなはだ納得しがたいものがある、こういうふうにわれわれはまず考えておるわけでござります。

については、もしこれを所得課税にいたします場合と比較して、現在の制度では、法律上の税率で計算いたしますと、約二倍の税を負担いたしております。所得課税の場合に負担する税の金額の約二倍の税を現在の制度のもとにおいては負担をする計算になるわけでございます。これは非常に均衡を欠くという点からも、また過重であるという点からも言えると思うのであります。また、私鉄が地方公共機関、地方の交通機関としましては、あるいは輸送力の安全を確保するために、絶えず施設の改良なり、あるいは保守の強化を行いう必要があるのでございますが、一方公共的企業としていろいろな制約を受けておりますために収益力は非常に低い、私鉄全体の平均としては約五分何厘、六分足らずの収益力のようにな字は記憶しておるのでございますが、かりに五分の収益力の私鉄の場合においては、外形標準課税とそれから所得課税とでは、ちょうど二倍半の税金を外形標準課税の場合には負担をすること、こういうまあ恰好になっております。

ほんどの場合と申し上げてもよろしく
かうとも思われる。従つてこの事業
税の相当額を利用者に転嫁できるので
いいのではないかという理由も必ずし
も成り立たぬ、こういうふうにわれわれ
は考えておるわけであります。

第三点といたしましては、前回の地
方税法の改正において、バスが外形標準
課税から所得課税にこの事業税が改
正されたのでござります。バスも、あ
るいは私鉄も同様に運賃については認め
可制度であり、同様な運送といふ使命
を担い、それぞれの地方においてはお互
互いに競争関係に立つてゐる性質にお
いて、何ら同じ運送事業という意味で
差別をつける必要のないバスと私鉄と
について、片方が外形標準、片方が所
得課税ということについては、まあ今
申しましたような、いろいろな理由か
ら納得しがたいものがあると同時に、
現実を眺めた感情においても非常に納
得し得ない点があるのでござります。

以上の点から考えて、ぜひこの機会
に私鉄の外形標準課税を所得課税に改
正をしていただきますように、事業税
についての御審議をわづらわしたい、
こう考えておるわけであります。

○参考人(石塚秀二君) 日本乗合自動
車協会の石塚秀二でございます。本日
合自動車協会専務理事石塚秀二君に御
意見の御開陳をお願いいたします。

この軽油引取税を今回政府が創設する案を出しておられます。これにつきましては、私ども乗合自動車業界はもちろんのこと、各自動車運送事業界はこそつて反対でございます。また、自動車運送事業者の団体はもちろん、あるいは車両メーカーであるとか、あるいは石油関係業者であるとか、その他のいろいろの自動車に關係します各団体二十五団体が集まりまして、軽油引取税の反対同盟を結成いたして反対いたし、国會にそれぞれ陳情いたしておるのであります。なお、これらの関係団体の事業面に従事しておりますところの労働組合、たとえば全国自動車産業組合でありますとか、全日本交通運輸労働組合、全国石油産業労働組合、こういった各労働組合もこの法案に対し反対の意思を表明しておる次第でございます。お手元に、われわれ乗合自動車業者としての反対陳情の要旨を差し上げてございますから、後刻御一読を願いたいと思いますが、私はこの際簡単にこの反対の要旨を申し上げてみたいと思います。

係の税問題についての根本的な問題があると私は思うのでござります。ところが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります、なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどこれは全部営業自動車でございまして、全般から申しますと、営業者がほとんど軽油自動車を持つておるということが言えるのであります。そういたしますと、結果において自動車運送事業者が軽油税をほとんど全部があらなくちゃんと支払うといふ結果になりますので、ここに非常に問題が深刻になつてきて、われわれとしては、どうしてもこの税に反対せざるを得ないということになると存するのであります。

それから第二の反対の点を申し上げますと、この法律案によりますと、軽油税を目的的に使いまして道路の改修に充てるのであるということになつておりますから、一見したところ、いかにもそれは税を納めた者へ戻つてくるのだから、これは合理的ではないかというふうに一応考えられるのであります。それは、現在のガソリン税額を見てわれわれはそういうふうに心配するのでございまして、御承知のように、二十九年におきまして、ガソリン税が目的税となつて、ガソリン税額が全部道路の五ヵ年計画に充てられるということになりましたが、私どもは最初ガソリン税だけで道路の改修をするのでない、一般国費のほかにプラ

ス、ガソリン税分が道路改修費に充てあると私は思ひます。ところが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これはガソリン税であります。けれどもバスにおいては、ほとんどこれは全部営業自動車でございまして、全般から申しますと、営業者がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理するということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、そのほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりまことに道路を修理するということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、そのほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりまして、非常に問題が深刻になりますので、ここに非常に問題が深刻になつてきて、われわれとしては、ど

うしてもこの税に反対せざるを得ないといふことになると存するのであります。それから直接道路に關係のない方へどんどん持つて行かれておるというような現状であります。これは初めの話と非常に違つておられます。今回の軽油引取税についても、私はおそらくそういう問題が将来起つてくるのじやないか。ただいまは、いわゆる県単独の道路費でも、約百七十億程度使われておるそうでござりまするから、今回の軽油引取税は、それに比べるとあまり問題にならぬと存するのであります。それは、現在のガソリン税の経過

が、失業対策費として二十億近くの、二十億前後ですか、十四億ですか、そ

ういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これは石炭の関係者も来ておられますので、詳しく述べて申しますと、そこに、販売主として自動車関係のみ税をかけると非常に違つておられます。今回の軽油引取税についても、私はおそらくそういう問題が将来起つてくるのじやないか。ただいまは、いわゆる県単独の道路費でも、約百七十億程度使われておるそうでござりまするから、今回の軽油引取税は、それに比べるとあまり問題にならぬと存するのであります。それは、現在のガソリン税の経過

が、失業対策費として二十億近くの、二十億前後ですか、十四億ですか、そ

ういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理するということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理するということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理するということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理するということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理するということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理する

ということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理する

ということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理する

ということになつておられます。しかも三十一年度におきましては、このガソリン税のうちからさらには道路公團に二十億持つて行く、その

ほか失業対策のため、これはまあ道路に幾らか関係はあるのでござります。どういふうな数字が計上されておりました。それから第三としましては、これはガソリン税分が道路改修費に充てされるのだといふうに了解いたしましたが、今回創設されようとしている軽油引取税は、これは軽油を使用する自動車を持つておる者がかかるわけであります。なるほど自家用の自動車も、トラックにおいては相当ござります。けれどもバスにおいては、ほとんどの車がほとんど軽油自動車を持つておるといふ結果になります。それから道路を修理する

次に、免税措置の問題であります。これはすでに戦争前に鉱油免稅といふことが行われたのであります。このときに相当に問題が起つた、ということは、いろいろ免税措置に関することがあります。今回の軽油引取税に対する正行為が行われた、その中に業者が引きずり込まれていろいろ処罰されたといふ問題が全国にすいぶん多いのです。たとえば免税許可証のおりなります。たとえば免税許可証のおりにうちに免税軽油を引き渡してもらいたいというような要求が起つたり、あるいはまた申請者が水増し申請をするといった申題が起つてくる。それから何といたましても一キロ六千円のプレミアムがつくことになるのですから、結局いろいろの手段を講じて免税許可証をもらいたいという希望が起つてきます。その場合におきまして、こういう免税措置、すなわち戦争前の問題でありますが、このときも相当免職問題が起きたのであります。キロ六千円といふと、かりに十キロだといふと六万円のプレミアムがつく、そらするといふと、どうも免職問題とか、あるいは業者の方がその中へ引きずり込まれるというような不祥事件を相当これはずますので、これを拒絶するといふことによってお得意様に逃げられるといふ可能性がある、それを心配いたしますので、どうもいやいやながらその中で引き込まれて行くといふような場合が多々あるのではないかと思うのであります。こういう問題を考えてみます。

と、どうもその免課措置はまずいといふことになりますので、過日衆議院においても、衆議院の地方行政委員会で参考人として大阪府の税務長の播磨さんが公述されたのであります。そのときに徴税者の立場から、軽油引取税は課税、非課税に区分される、で、免税證明書が要求されるのだが、この適不適を判断するのはまことに困難である、むしろ不可能ではないか、こういう御意見があつたのであります。それで申請がありました場合に担当官が実際にお調べになつて、そうしてその適不適を決定いたしまして證明書を出せば、問題がないでござりますけれども、とにかく消費者は非常に多いのであります。そりして免稅の資格者も多いからして、担当者が一々出かけて調べることはできない、要するに書面申請であります。書面申請にして間違つていなければ判を押して免稅許可書を下すということであります。こういうような方法で今回も実行されるのであらうと思います。そうすると、どうしてもキロ六千円というものがついていると、その金額が大きいから、まあいろいろな不正問題が起つてくる、こういうふうに考えられます。この中へ販売業者がどうしてもこれは巻き込まれるような可能性がある、こういう見地から、われわれ販売業者としては、どちらも税率が高過ぎるということを申し上げなければならぬのであります。もし税率が安ければこの問題は起つてこないのである。すなわち値段の点からいって軽油と灯油があまり違わない。それからA重油との開きもあまり違わないというふうと、まして売るというよりはないであります。すなわち値段の点からいって軽油と灯油があまり違わない。

まり高くなければ何も好んで不正行為をする必要がないということになるのではないかと思うのであります。そこで、自治庁の方におかれましては、この税法を立案するにすいぶん御研究なされたことと思ひます。その関係か、税法の三分の一といふものは罰則規定でござります。税金を徴収するといふ規定はごくわずかなんであります。これもすなわちこの新税の執行に当つていろいろむずかしい問題があるといふことなんであります。でありますので、われわれの考え方いたしましては、どうか新税の創設に当りまして要税とならないように、すなわちよい税金となるよう御修正を願いたい。

そこで、しかばあまり税額を安くすると、予定の税額が上らないのじゃいかという心配もあるかもしれないのがあります。けれども消費量は、軽油が三十一年度におきまして百万キロという数字が大体決定したようになります。けれどもガソリンの場合のごとく、自動車で使うところの軽油は相当にふえて参ります。われわれ業者の立場から言ふと、おそらく自然増収といふものは非常に多い、百万を突破して百十五万キロぐらいになるのではないかと思います。現在もうすでにそういう傾向を現わしております。でありますので、かりに全消費量の約五〇%を課税対象の自動車の方面で使うといふと、税額を三千円に下げてしまして、もし税額を三千円に下げたましても、本年度の予算に組まれているところの税額の徴収は十分私は可能ではないかと思うのであります。

は、燃料油の価格は日に日に今下つてゐるのであります。御承知のごとく、通産省では三十年度の下期から外貨清算を非常にふやしたのであります。また、三十一年度も三十年度の一割くまで外貨資金を増加したのであります。その関係でガソリン、軽油、灯油等、非常に供給過剰の市況を表わしました。その関係で値段はもうどんどん下つております。そこで昨年の九月から今日を比較いたしますると、ガソリンはすでに一キロ三千円下つてゐるのです。それから軽油は二千円、灯油も一千円下つております。そういうふうに値段が安くなつておるのでから、一気に二千円かけたならば九月とペーになつてしまふ。九月のときにおいてもそうは、自動車業者が値段が高くて困るというような声は全然ないのであります。また漁業者方面においてもそうう声はない、農業者の方においても私は、自動車業者が値段が高くて困るといふのであります。でありますから、税率を安くすることによって適正課税にして、いい税にしたらどうかと私は思うのであります。

以上の点から考えてみますと、どうしてもこれは大修正をやつていただきたい、減税にしていただきたいと思うのであります。それが税の施行上非常にいいことじやないか、こう私は考へておるのであります。

それから、われわれ販売業者は徴稅義務者となるのでござりますから、徴稅義務者は一ヶ月の税金を翌月の十五日に集めて納稅しなければなりません、その後六十日間の猶余を認めますが、しかし担保を要求する、これだけちょっと無理の点がある。大体今まで

日本の経済があまりよくなつておらず、せんので、今われわれの取引は大体九日十日、あるいはそれ以上で決済がついております。でありまするから、納税期間を九十日くらいに延ばしてもいいといふことがあります。それから担保を出せといふのですけれども、これは全然担保を出す余裕がないのであります。現在の取引におきまして、戦前とは事違い、ほとんどあらゆる財産、動産、不動産全部をあげて担保に提供しております。そうして商売をやつておるのでありますて、今度はこの引取税ができるといふので、また担保をとられるのでは販売業者の方ではとても担保は出せない、こういうような状態になつております。

で、どうぞこの問題を十分御審議下さいまして、修正が可能のようにしていただきたいであります。衆議院の方では、何かある条件付きでもって無修正で通過されるようなふうに聞いておりますけれども、こういうふうに悪い点が十分わかつておるのでござりますから、その点を修正して、そうして本税の創設をはかるということにすることが、すなわちこの本税が円満にスマーズに実行できることであるではないか。どうかこの点を十分御審議下さいまして修正して下さるようにお願いいたします。

以上をもつて私の口述を終ります。

○委員長(松岡平市君) 以上で、本日おいでを願いました参考人の御意見の開陳は終りました。

これより委員各位の御質疑を願います。

○参考人(汐見三郎君) はあ。

○小林武治君 汐見先生に伺います
が、先生は税制調査会においてになつておりますですか。

○参考人(汐見三郎君) はあ。

○小林武治君 そうしますと、私ども軽油引取税というものを目的税にされた、こうしたことについては必ずしも納得しかねるのであります、どうしてこれを全面課税にされなかつたか、こういうことを一つ伺つておきたい。

○参考人(汐見三郎君) 税制調査会では軽油引取税はきめておりませんです。地方制度調査会の方で軽油引取税を考えたのであります。それはどういふ考え方から來たかと申しますと、道路が非常にこわれる。それから道路といふものがどうしても完備しないと

税でガソリンに税金をかけて、それを地方道路の改修の財源に充てていく。そうすると、軽油の方の場合とのバランスをとるために自動車税といふものを、自動車でガソリンを使わう自動車と、ガソリンを使わぬ自動車にガソリン税をつける区別、差別課税はよしてしまう。むしろ動力の方が、ガソリンとバランスをとるために軽油引取税といふものを作つたらどうかということです、そこで軽油引取税という問題が出て来たわけでございます。ただこれは地方制度調査会の——私間違つておりますとして、税制調査会でも軽油税の答申があつたそうですが、私ちよつと今……、その方が正しいので、今は間違つております。地方制度調査会じやなしに、税制調査会の方で軽油引取税の答申があつたそうであります。地方制度調査会と間違つておりますから訂正いたします。それでそろいの関係でしたわけでございまして、技術上の点につきましては、どういうふうのところで全面的の課税をするか、あるいは部分的の課税をするか、いろいろこまかい免税規定をどうするとかいう问题是、そう深く立入つて研究はしなかつたのであります。本来の趣旨から申しますと、ガソリン税のこところでこの道路財源にするという目的税から参りますと、軽油をほかのところへ使ふに税金をかけるということは穩当を欠くではないか、目的税にしたものでございますから、免税規定を設けるということで、免税規定と申しまする

今答申をこちらに持つておりませんから、ただ真の物の考え方といふものには、そういう場合にガソリン税が主になつて、それからガソリンとバランスをとるといふ意味で、そこで軽油引取税という考え方が出て来た、そういうわけであります。

認めでる。だからして、なるべくならばわれわれは目的税でない方がいいというような考え方をしておりますが、税のままその学説と申しますか、方針と申しますか、これから目的税といふものはだんだんふえてくる傾向にある。こういうふうにわれわれは考えるべきであるかどうか、その点を一つ承わっておきます。

○参考人(沙見三郎君) 目的税は例外的なものでありまして、やはり一般税の方がこれは税としては好ましいといふに思つております。ただ地方税、地方財政については例外的目的税を作る。それで国税の方ではいろいろ揮発油税が一種の目的税とも考えられますが、今それで揮発油税から地方道路税といふに分離いたしまして、地方道路税を地方譲与税に、国が市に譲与するという形をとる。それで、それからその分を道路の面積について、地方に譲与する、府県及び五大市に譲与するという形をとる。それで、水利地益税、それから共同施設税、地方税だけについては目的税といふものがあつて、国税では目的税をやらない。それから都市計画税、この辺のところで大体終るのじゃないか、幾らでもふえてくるというのではないといふふうに私考えております。

それから國税としては目的税は好ましくない。しかし地方税としては地方団体といふものの性質、地方自治体の性質としてある程度までの目的税は許さるべきではないか、むしろ好ましいのじやないか、地方団体の財政当局といたしますと、そういう御希望も相当、地方財政の運営の立場から見ます

というふうに私は考えております。ただ、さつきお話をありましたように、何分にも新税でありますから、十分に具体的にこまかいところまでその税制調査会ではいたしませんですし、大綱だけを税制調査会は答申したわけでございます。

○小林武治君 今日の目的税、いわば国税でもガソリン税、地方道路税、これは国で取つておりますが、これは一種の目的税の性質を持つておると思うのです。で、地方税で実は目的税といふものを大体作りたいのです、地方団体としては……。私はしかしあまり好まずしない。ことに教育なんかについては教育税なんという認識まであるのですが、これは割合に差別待遇というものはあまりない。ところが消費税的なものには、どうしても税はめんどくさな結果が出てくると思うのでありますし、地方に行くと、これは今度の問題については非常に不平が多い。要するに、その税の差別待遇といふようなことについてですね。しかもこれがある程度従来の道路財源にプラスして使われるるというならば、これはまた業者としても承認できるのでありますようが、従来の財源はみな逃げてしまつて、ほとんど財源が、今度この軽油引取税だけになってしまふというふうな傾向が強いい。そうすると、さつきお話をあつたように、ただこれは地方の財源を、赤字補てんするための税だけである、こう説明されても、これはやむを得ないのじやないか。これはまあ地方団体の経費の使い方から、そういうことが展開してくるのであります、しかし事実はそうです。従つてこれは目的税

じやない。ただ赤字埋めに使われるのだ、こういうふうな議論が出てくるのも私はやむを得ないとと思うのであります。して、まあ繰り返して申せば、私は目的税といらうものはあまり役に立たない、こういうふうに思うのであります。が、今、先生は、そうすると、大体目的税はこの程度でとどまるべきかのとどく、こういうふうなことだとか、さうが……。

で、上げないということで行きますか、どっちですか。

す。一般的にそういうふうに考えてお
ります。

ないんだといふに政府内でお考案になるようなうわさを聞いておること、私は適当でないと思つておりますので、これは要するに財政監督の立場に立たれる自治庁におきまして、建設

○参考人（高社武邦君） 御質問の通りの傾向がただいまあると思っておりました。やはり指定を受けますというと、非常に事業方面において不利益をこうむらないかということにおいて、事実ちゅうちょをいたしておる団体は相当あると私は思っております。（この辺り

につきましては、なるべくすみやかに政府内におきまして明確なる方針を

お示しになつて、必要以上にそういうことにつけて脅威を感づなはようござ

せる必要があるのじやないかと考えておる。

○委員長(松岡平市君) 他に御発言はありますか。

ございませんか……御質疑かないよ
うでありますから、本日はこの程度に

いたします。

げます。本日は長時間にわたりまして
大へん有益な御意見をお聞かせいただ

きまして、まことにありがとうございます」といいました。今後、本法律案の審査に当り

ます際には、委員一同、皆さん方の御意見をも十分参考といたしまして、慎

重に法案の審査に当たりたいと存じております。この際、委員一同を代表いた

——お詫びの際、同様に申しあげます。
しまって、厚くお詫びを申し上げます。

本日はこれにて散会いたします

109

104

1000 JOURNAL OF CLIMATE

第二部 地方行政委員会會議録第十八号 昭和三十一年四月六日【參議院】

昭和三十一年四月十一日印刷

昭和三十一年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局